

一般廃棄物処理基本計画（改訂版）について

令和3年4月1日
市民部 廃棄物対策課

1. 策定の趣旨

平成28年度から令和7年度までを計画期間としている現行の計画が中間年度を迎えることから、今後目指すべき「ごみ処理の方向性」や「目標達成のために重点的に取り組む施策」などを整理し、計画を見直すものです。

なお、中間見直しにあたっては、「会津若松市環境基本計画」や、会津若松地方広域市町村圏整備組合による「ごみ減量実施計画」をはじめ、関連する計画との整合に留意します。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

会津若松市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、一般廃棄物（ごみ）の発生・排出抑制と適正処理を進めるために必要となる基本的な考え方や方向性を定めるものです。

(2) 計画の期間

平成28年度～令和7年度（10年間）のうち、後半の【令和3～7年度】

※概ね5年後又は社会経済状況に大幅な変化が生じた場合など、必要に応じて中間見直しを行うこととしており、今回は5年後の見直しとして行います。

(3) 計画の基本方針

ごみの減量化に向け、以下の基本方針により取り組みを推進しています。今回の見直しでもこの内容を継続します。

【主な取組】

① 2R（リデュース、リユース）の推進

⇒市政だよりやホームページ、ごみ・資源物排出カレンダー、人工知能マッシュくんが回答する「LINEde ちゃチャット問い合わせサービス」等による意識啓発。宴会時における商工業団体等への「3010運動」への協力依頼。

② 分別の徹底によるリサイクルの推進

⇒出前講座による排出及び分別指導。市リサイクルコーナーのリサイクル提供品の情報提供。環境フェスタ内でリユースイベントを開催（リユース品の無償提供及び古布類の回収）

③ 相互理解の推進

⇒施設見学会（団体対象）及びごみ収集車を追いかけてよう（小学生と保護者対象）を開催。レジ袋削減などを中心に市民、事業者、行政の3者協働で取り組む3R運動推進会議において、エコカフェ、ワークショップ及び「もったいない、食品ロス」の普及に向けたエコ料理講座を開催。

(4) 計画の目標値

本計画では次の目標値を定め、取り組みを推進しています。今回の見直しでもこの内容を継続します。

表2-1 計画の目標値

種 別	指 標	平成22年度実績 (基準年)	目 標 値
ごみの総排出量	1人1日あたりの排出量	1,222g	970g
ごみの資源化・ 最終処分量の削減	生活系ごみ排出量（資源物を除く） 1人1日あたり	640g	480g
	事業系ごみ排出量（資源物を除く） 1人1日あたり	299g	200g
	総リサイクル量	13,038t	13,000t以上

3. ごみ処理状況と評価

1人1日あたりのごみ排出量はほぼ横這いとなっており、目標値までの乖離は依然大きなものとなっています。

表3-1 1人1日あたりのごみ排出量

(単位：g/日/人)

区分		H27	H28	H29	H30	R元	計画目標	目標まであと
ごみ総排出量		1,276	1,242	1,259	1,250	1,257	970	287
内訳	生活系ごみ排出量 ※資源物を除く	668	646	655	647	650	480	170
	事業系ごみ排出量 ※資源物を除く	325	325	332	335	338	200	138
	資源化量 (総リサイクル量/ t)	283 (12,849)	271 (12,151)	273 (12,136)	269 (11,852)	268 (11,752)	— (13,000)	— (1,248)

4. 中間見直しのねらい

整備組合が建設する新ごみ焼却施設のコスト縮減のため、新たに示された焼却能力(220t/日→196t/日)に対する、本市の排出割当量(82.1t/日)の達成が急務となりました。

本市の排出割当量は、基本計画で定めている「燃やせるごみの排出量」であることから、施設完成までに減量化を達成することを重点目標として、各種の施策を具体的に組み入れます。

5. 中間見直しの主なポイント

(1) 重点目標の設定

現計画の基本目標値の「970g/日/人」は継続しますが、「燃やせるごみの排出量」が本市に割り当てられたことから、燃やせるごみを減量するための重点目標値を設定します。

□燃やせるごみの排出量 29,983t/年(82.1t/日)
 平成30年度の排出量41,269t/年に対して 27.3%の削減

(2) 緊急減量化対策事業^{※1}で定めた施策の追加

令和2年度より開始されたこの事業の中で示される施策を重点事業として計画に組み入れます。主な内容は次のとおりです。

- ①ごみ減量等推進員の創設
- ②ごみの見える化のための「ごみ情報紙」の発行
- ③減量化のための指導の徹底
- ④ごみ処理費用の有料化の検討

※1 緊急減量化対策事業
 令和2年度より、行政評価において新規事業として位置づけられたもので雑がみの回収を大きな柱として体系化しています。この内容は整備組合で取りまとめた「ごみ減量実施計画」の中で構成町村のそれぞれの役割として示されています。

(3) 資源化品目の追加

現在のごみの分別は平成18年度に概ね定めたものです。法令の改正や社会情勢の変化に合わせて、削減効果が期待できるごみを資源物として取り扱います。

- ①生活系ごみ
 - ・古布類～市民の声や議会からの意見もあり、燃やせるごみから資源物へ変更し、分別収集を始めます。
 - ・小型家電～小型家電リサイクル法に基づき、燃やせないごみから認定事業者へ引き渡し、リサイクルする仕組みを作ります。
- ②事業系ごみ
 - ・シュレッダーごみ～燃やせるごみから古紙として資源化への転換を推進します。

6. 策定のスケジュール

令和2年6月～9月 アンケート実施
 令和2年10月 中間見直し素案説明(副部長会議、庁議)
 令和2年10月 文教厚生委員会協議会へ報告
 令和2年11月 パブリックコメント実施
 令和2年12月 廃棄物処理運営審議会へ諮問・討議・答申(※審議会は3回を予定)
 ～令和3年2月
 令和3年3月 計画案修正 ⇒ 成案の決定
 令和3年4月 公表、市民周知